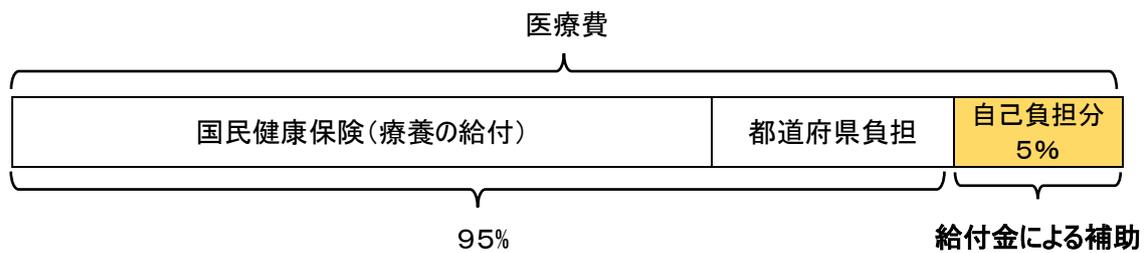


結核医療給付金の支給要件の見直しについて

1 結核医療給付金について

国民健康保険において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づく結核医療を受けている被保険者を対象に、医療機関窓口での自己負担分(医療費の5%相当分)を補助する。

(1) 医療費の公費負担割合



(2) 申請手続き

- ① 医療機関で結核と診断された被保険者は、住所地の保健所に感染症法による公費負担申請を行い、患者票の交付を受ける。
- ② 国民健康保険窓口で「結核医療給付金受給者証」の交付を受ける。

2 支給要件見直しの趣旨

民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)により、同法に定める「成人となる年齢」が「20歳」から「18歳」に引き下げられることに伴い、西東京市国民健康保険条例第7条第1項に定める結核医療給付金の支給要件に関する規定を以下のとおり改正する。

(改正前)

20歳以上の被保険者: 本人が住民税非課税

20歳未満の被保険者: 世帯主が住民税非課税

(改正後)

18歳以上の被保険者: 本人が住民税非課税

18歳未満の被保険者: 世帯主が住民税非課税

3 施行期日

令和4年4月1日

4 本市の実績(令和2年度)

結核医療給付金受給者証交付人数 4人 支給総額 6,288円